

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第40条」に，「第40条・第41条」を「第41条・第42条」に改める。

第41条を第42条とし，第40条を第41条とする。

第9章中第39条を第40条とし，第38条の次に次の1条を加える。

（技術管理者の資格）

第39条 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は，次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門，水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて，1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学，薬学，工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後，2年以上廃棄物の処理に関する技

術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 学校教育法に基づく大学の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後，4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科，化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後，6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学，工学，農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後，7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され，廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い，市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格について新たに本市の条例において定める必要による。